

開発協力適正会議 第52回会議録

令和2年8月25日（火）

外務省 8階893会議室（オンライン開催）

《議題》

1 報告事項

- (1) 松本委員の就任について
- (2) 川口委員の退任と竹原委員の就任について
- (3) 国際協力局長の交代について

2 プロジェクト型の新規採択調査案件

- (1) パレスチナ「ジェニン市上水道整備計画準備調査」（無償）
- (2) チュニジア「ガベス県高度下水処理施設整備計画準備調査」（無償）
- (3) ギニア「国道二号線ファラナ橋架け替え計画準備調査」（無償）

3 個別案件に限らない問

- (1) 日本のODA実施における新型コロナウイルス拡大の影響と、それに対する対処方針について

4 事務局からの連絡

1 報告事項

- 小川座長 それでは、第52回「開発協力適正会議」を始めさせていただきたいと思
います。

今回の適正会議は、前回同様、Teamsを利用したテレビ会議形式で行います。
そのため、途中音割れや途切れることなどがありましたら、随時御指摘いただきたい
と思います。「報告事項」の(1)の「委員の交代について」ですけれども、外務省
の説明者から御報告をお願いいたします。

(1) 松本委員の就任について

(2) 川口委員の退任と竹原委員の就任について

- 花田開発協力総括課長 本日はどうもありがとうございます。開発協力総括課長の花
田でございます。

今、座長のほうからお話がありましたけれども、委員の交代を御報告申し上げます。
まず、前回御説明申し上げましたとおり、NGOからの委員として御活躍いただきま
した高橋委員が御退任され、松本委員が新たに就任されました。松本委員におかれ
ては、以前にも開発協力適正会議の委員を務めておられた経緯がございます。長いNG
Oでの御意見を生かし、専門的視点からODAに対する忌憚のない御意見を賜れば幸
いと存じます。

また次に、2015年から経済界からの委員として御活躍いただきました川口委員
が御退任され、今般、日本経済団体連合会国際協力本部長の竹原委員に新たに御就任
いただきました。竹原委員におかれても、経済界の立場からその御知見に基づくイン
プットを賜れば幸いに存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 小川座長 それでは、ただいま御紹介のありました新任の松本委員と竹原委員から一
言ずつ御挨拶をお願いしたいと思います。まず、松本委員、お願いいたします。

- 松本委員 御紹介ありがとうございます。松本です。

今、御紹介いただいたように、2年ほど前まで委員を務めておりました。現在、F
r i e n d s o f t h e E a r t h J a p a nの顧問として活動しておりまして、
10年ぐらいFriends of the Earth Japanの開発と金融のプ
ロジェクトのアドバイザーという形で関わってまいりました。今までは開発援助のみ

ならず企業の投融資とか、そういう面でアカウンタビリティを高めるための活動にNGOをサポートするという形で関わってまいりました。

その前はメコンウオッチという東南アジアのメコン流域の開発に関わるNGO、その前には日本国際ボランティアセンターのラオス事務所で現地におりまして、その前は道傳委員がいらっしゃるNHKで記者をやっておりました。そのような経歴で、現在は法政大学の教員をやっております。

そのようないろいろな分野を超えて、様々な形で外務省の国際協力のアカウンタビリティを高めていければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

- 小川座長 どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、竹原委員、よろしくお願いいたします。

- 竹原委員 経団連の竹原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

ODAは日本企業も、もちろん、外務省様、それから、JICA様が中心になって進めておられますけれども、日本企業の関係者も各国地域において様々な分野において協力、あるいはNGOの実行に携わってきております。

現下の状況、もう皆さん御案内のことと思いますが、コロナ禍によってプロジェクトの遅滞でありますとか、あるいは延引、いろいろなことが起きておまして、なかなか事業の推進がままならない状況もあります。そういったことも含めて、経済界の声として何らか皆様へ声をお届けしたいと考えておりますので、御指導のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

(3) 国際協力局長の交代について

- 小川座長 どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

次に、外務省国際協力局長が交代されましたので、新たに就任されました植野局長から一言御挨拶をお願いしたいと思います。

- 植野局長 このたび7月21日付で国際協力局長を拝命いたしました植野篤志と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私は今からちょうど10年前の2010年から2011年にこの同じ国際協力局の政策課長をしておりまして、松本先生には当時大変お世話になりました。お久しぶりでございます。また、道傳さんにはコロンビア大学の同窓会でも大変お世話になっております。お久しぶりでございます。

この開発協力適正会議においては、小川座長をはじめ委員の先生方には日頃からこ

の会議の運営に多大なる御支援を賜りまして感謝申し上げます。本日も大変お忙しい中、お時間を頂戴いただきまして、本当にありがとうございます。

この開発協力適正会議ですけれども、様々な分野で御活躍の有識者の方々から日本のODAについて皆様がお持ちの専門的な視点から御意見を頂く。それによって日本のODAの質と透明性を向上することに役立てるという非常に大事な会議でございます。本日から新たに委員に御就任いただいた方々も含めまして、引き続き、ぜひ忌憚のない御意見を頂きまして、この日本のODAをより良いものにしていくために引き続きお力添えを頂ければと思います。

本当であれば皆様とこうした会議の場以外にも懇親の機会を設けさせていただいて、一杯飲みながら本当にこの会議の場以上に率直にお話を伺う。そういう機会もぜひ設けたいと思うのですが、残念ながら新型コロナをめぐる状況はまだ今、こういうことでございますので、その懇親の機会はまた状況が許せばということにさせていただければと思います。

本日は、このようなビデオ会議の形式での開催ではありますけれども、ぜひ皆様から率直な御意見を頂戴できればと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

2 プロジェクト型の新規採択調査案件

- 小川座長 植野局長、どうもありがとうございました。

それでは「プロジェクト型の新規採択調査案件」について議論を始めたいと思います。本日、事務局から提示されました新規採択案件でありますパレスチナ、チュニジア、ギニアの3件を取り扱いたいと思います。

まず、説明者から各案件の外交的意義の説明及び委員のコメントに対する回答を行っていただき、その後、議論を行いたいと思います。それでは、最初の案件のパレスチナ「ジェニン市上水道整備計画準備調査」プロジェクト形成（無償）について始めたいと思います。説明者から外交的意義の説明及び委員のコメントに対する回答をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

(1) パレスチナ「ジェニン市上水道整備計画準備調査」（無償）

- 黒宮外務省国別開発協力第三課長 国別開発協力第三課長の黒宮と申します。よろしく願いいたします。本件の事業概要につきましては、パレスチナのヨルダン川西岸地区のジェニン市において、送配水施設及び水源施設の整備を行うことで、水道サービスの向上を図り、もって住民の生活環境の改善に寄与するものです。
- 外交的意義について申し上げます。パレスチナが位置する中東地域は、国際通商上

の主要なルート上に位置し、また石油、天然ガスなどのエネルギー資源を世界に供給する重要な地域です。中東地域における中核的課題の一つであるパレスチナ問題の解決は、この地域の安定のみならず、原油の約9割をこの地域から輸入する我が国のエネルギー安全保障の観点から、また、国際社会全体の平和と安定の観点からも、極めて重要です。

このような観点から、我が国は、パレスチナ問題の解決に政治面で積極的に関与するとともに、和平に向けた環境整備として、パレスチナ経済・社会の自立化促進による平和構築に取り組んできております。この一環として、我が国は、平成28年5月のG7伊勢志摩サミットに先立ち、G7議長国として、難民をはじめとする中東地域の諸課題の根本原因に対処するため、短期的な視点からの人道支援のみならず中長期的な視点から社会安定化と包摂的成長のための開発支援に取り組むことを発表しました。こうした我が国の取組は、中東地域の安定のみならずパレスチナとの友好協力関係の増進に寄与し、パレスチナ官民から高く評価されております。上水供給サービスの向上は、上記の「社会安定化と包摂的成長のための開発支援」の一部であるとともに、パレスチナ政府が取り組んでいる課題の一つであり、このような観点から進める対パレスチナ外交にとって意義が大きいものです。

- 次に、上水道セクターの開発の現状・課題及び本計画の位置づけについて申し上げます。パレスチナ自治区は雨が降る時期、降雨時期が偏っており、特に夏場の水源確保が難しい地域です。加えて、水源の多くはイスラエルの管理下にあり、新規水源開発にはイスラエルの許可が必要であることから政治情勢に左右されます。このため、パレスチナ自治政府は限られた水源を有効利用するため、国家政策アジェンダ、これは2017年から2022年を対象にしておりますけれども、このアジェンダにおいて、漏水を含む無収水の削減に取り組むことを重要政策に挙げております。

ジェニン市はヨルダン川西岸地域北部に位置する主要都市の一つです。このジェニン市の2018年の無収水率は60%と高く、給水頻度や料金徴収率が低いこと及びほかのドナーによる支援が行われておらず、早急な対応が必要であることが判明しました。このため、技術協力「ジェニン市水道事業実施能力強化プロジェクト」を通じ、漏水や低い料金徴収率等の課題の改善に取り組んでおります。こうした中、このプロジェクトを通じて水道施設の状況や無収水の実態が明らかとなり、無収水削減のため、給水区域全域における漏水削減及び土地の高低差に応じた水圧管理のための水道施設の更新・整備の必要性が認識されました。

また、水源水量の不足に加え、漏水や配水池の容量不足等により、夏期の給水は週に12時間程度であるなど、給水時間が極度に限定されている状況の中、今後、人口の増加が予測されており、水の需要が大幅に増加することが予測され、対応が急務となっております。

この計画は、このような水道のサービス水準が低いジェニン市において、送配水施

設及び水源施設の整備を支援するものであり、SDGゴール6（安全な水・衛生）に寄与するとともに、パレスチナ自治区の重要政策の実現において優先度の高い事業として位置づけられます。

次に、外務省からお答えする部分につきまして、各委員から頂いた質問・コメントへの回答について申し上げます。まず、最初は一つの大くりとしてパレスチナ問題解決に向けた日本の取組などについての御質問、コメントです。

- 1つ目は、西田委員から頂きました、我が国はどのようにパレスチナ問題の解決に政治面で積極的に関与しようとしているのかという点について申し上げます。

日本は、イスラエルと将来のパレスチナ国家が共存共栄する2国家解決を支持しており、この2国家解決の実現のため、1つ目、各当事者に対する政治的な働きかけ。2つ目、将来の国づくりに向けたパレスチナ支援。3つ目、両当事者間の信頼醸成をパレスチナ支援の根幹に置き、伊勢志摩サミット以降もこの方針に基づいてパレスチナ支援を実施しています。

具体的には、日本はパレスチナ問題の解決に積極的に関与すべく、1つ目、パレスチナ、イスラエル、ヨルダンと協力し、地域協力を通じ、ヨルダン渓谷の経済開発を図る「平和と繁栄の回廊」構想、その基幹事業であるジェリコ農産加工団地、JAIPと呼んでおります、及び2つ目、東アジア諸国のリソースや経済発展の知見を動員し、パレスチナの国づくりを支援する、パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合、CEAPADと英語で呼んでおりますけれども、これを引き続き推進していく考えです。

2016年の伊勢志摩サミット後にもJAIP及びCEAPADの枠組みで高級実務者会合、閣僚級会合を開催しております。とりわけパレスチナ、イスラエル、ヨルダンといった関係者間の信頼醸成を目指す「平和と繁栄の回廊」構想は、御指摘のアメリカのUNRWAへの拠出金停止など、中東和平をめぐる状況が厳しさを増す今であるからこそ意義が大きいものと考えております。

また、JAIP及びCEAPADに加えて、伊勢志摩サミット後には2019年より毎年、ガザ地区から10名の教員を招聘する事業を開始しました。これは2018年の安倍総理大臣の国連総会演説で発表した新規事業であり、紛争下にある次世代の教育支援のため、戦後日本の平和国家としての歩みを知ってもらうことを目的としております。

- 次に、松本委員から頂きました、パレスチナ問題解決に向けた対話の機会を増やすことも重要という点についての御指摘についてお答えしたいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、JAIP事業の推進にあたっては、パレスチナ、イスラエル及びヨルダン間の協力が不可欠です。これまでに日本がイニシアチブを取って、実務者間の協議に加え、8回の高級実務者協議及び6回の閣僚級会議が開催されており、関係者間の対話の機会を増やし、信頼醸成に貢献しているというふうに認識

しております。

- 次に、道傳委員から御質問いただきました、イスラエルが水源の多くを支配している中、上水道整備の支援がどのようにパレスチナ問題の解決に寄与するのかという点についてお答えしたいと思います。

日本は、イスラエルと将来の独立したパレスチナ国家が平和かつ安全に共栄する2国家解決を支持する立場から、中東和平達成に資する環境づくりのため、将来の国づくりに向けたパレスチナ支援を展開しております。この案件は、このような文脈において、対パレスチナ開発協力方針の中で重点目標の一つとして設定されているパレスチナ自治政府の財政基盤の強化と行政の質の向上の一環として取り組むものであり、自立可能なパレスチナ国家建設のための支援につながるものと考えております。

以上、外務省からお答えする件については以上です。

- 吉川 J I C A 中東欧州部中東第二課課長 事業内容等につきまして、J I C A から御説明いたします。J I C A 中東欧州部中東第二課の吉川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

- まず、岩城委員から、案件の性質。これは改修なのか、新設なのかということと、既存のオペレーションとの連携について御質問いただいています。この案件は、水道管の老朽化への対応や土地の高低差に伴う水圧管理のために、既存水源施設の整備であったり、送配水施設の整備等を行ったりするものです。具体的には資料のほうに書かせていただいたとおりなのですが、既存の水源を使って水道施設の更新・新設によって水道サービスの向上を図るものですので、水道システムの回収というふうに位置づけられると考えております。したがって、既存オペレーションとの連携につきましては、工事期間中の水道サービスの継続、それから、運営維持管理の効率化等を十分留意して実施していくというふうに考えています。

- 続きまして、田辺委員と松本委員から料金徴収の関係、特に低所得者層への配慮について御質問いただいております。ジェニン市の現行の制度で、低所得者世帯を含む社会的弱者に対して支払いの延期措置を行っています。併せて無理に料金徴収をしたり、水道サービスを自動的に停止したりすることはしないというふうに配慮がされています。例えば新型コロナウイルス感染症の拡大によって経済活動が停滞して影響を受けているような世帯に対しても、一時的な措置として支払いの延期措置ということも今、取られている状況です。

料金徴収率につきましては、給水サービスの質が低いこと、特に時間給水になっていたりとか、給水時間が不定期であるとか、そもそも給水量が少ないということが市民の不満であったり、支払い意識の低さになっていることが理由であるところもありますので、この事業で少なくとも給水サービスが改善していくことが見込まれますので、対策につながっていくものと考えています。

- 続きまして、西田委員から、事業効果指標についての御質問を頂いています。資料の中では代表的な指標として給水率、つまり水道普及率を挙げさせていただいておりますが、水道サービスの改善として、ほかに給水時間、給水量、給水圧の改善といったものを想定しています。

無収水については、無収水の要因は一般的に漏水、メーターの不正確性とか、違法接続、支払い意思など、様々な問題があるというところで考えておりました、ジェニンにおいては漏水のほかにメーターの老朽化などもあると言われておりますので、スマートメーターの設置を行う予定で、こういった事業による漏水削減とメーターの設置等による対応によって将来的には無収水率は改善していくのではないかと考えています。

- 続いて、事業の効果。水開発が難しい中でのこの案件の効果と抜本的な対応の必要性について岩城委員から御質問いただいております。この案件につきましては、4つの方法で利用可能な水量を増やすというふうに考えています。1つ目が、既存の井戸の改修による利用可能な水源量の増加。2番目が、老朽化している管路の更新による漏水削減。3つ目が、水圧管理の是正による漏水削減。4つ目が、配水池の増設による水需要の時間変動に対応した水源の有効利用という形になっておりました、特に今、申し上げた中の2つ目の老朽管の管路の更新で言いますと、全体の4割ぐらいを更新するというふうに現状は想定しておりました、漏水量の削減についてはかなり効果があるのではないかと想定しています。

長期的な視点での抜本的な対策という観点では、イスラエルとの調整を含めて国際社会と連携を図っていくものと考えています。現状、オランダやフランスが新設井戸建設であったり、送水管の用量の増加であったりといった支援を検討しております、こういった支援が実現していくと、ジェニン市への水の供給量が増加して、この案件との相乗効果が見込まれるという形になっています。

- 岩城委員から、安全管理についても御質問いただいております。このジェニンという場所については、外務省の危険情報で言いますとレベル2、不要不急の渡航はやめてくださいというところになっています。直近、ジェニンにおいて治安上懸念される状況は発生していませんので、協力準備調査あるいは案件の実施においては、都度、状況を慎重に把握しながら確認、実施していきたいと考えています。

事業関係者が現地に滞在している間には、在イスラエル日本大使館、在ラマッラ出張駐在官事務所、あるいはJICAのパレスチナ事務所から様々なソースからの情報を適時に提供しながら安全対策に努めたいと考えています。それから、案件の実施の中で受注業者の方が、彼らの工事の活動拠点になるようなところの物理的防御であるとか、敷地内外の監視・警備、あるいは通信設備の整備等といったところで安全対策の費用が必要になりますので、そちらについては資金協力の中で安全対策経費として計上していくという形で安全対策に配慮したいと考えています。説明は以上になります。

す。

- 小川座長 ありがとうございます。

ただいまの説明者からの説明について、追加で御質問、御意見がありましたら、発言をお願いしたいと思います。西田委員、お願いいたします。

- 西田委員 ありがとうございます。笹川平和財団の西田です。

御説明ありがとうございました。外交的意義のところちょっと確認だけさせていただきたいと思います。私が質問させていただいた趣旨といたしましては、特に2016年の伊勢志摩サミットでの発表後、2017年のトランプ政権発足後に、アメリカの対中東政策の転換ですとか、国連のパレスチナ難民救済事業機関への拠出金停止を受けて、我が国の援助姿勢なりはどのように大きく変わってきているのかなというところでありました。この趣旨としては、アメリカが関与を弱めている中で、逆に日本の政策的関与の意義が高まるのではないか。あるいは欧州など、ほかの国の機関との連携の可能性であるとか、新しいダイナミズムが出来上がってくるのではないかと考えていたところですが、先ほどのお話を伺いますと、大きな変更はなく、予定どおり、この事業について進行しているというふうに理解いたしました。

一方で、この議題へのコメントを出させていただいた後に、皆様御存じのとおり、8月14日にUAEとイスラエルの国交正常化に向けての合意がなされた。要は、パレスチナ和平問題というものが中東和平の根幹的な問題からマージナライズされていく。そういった大きな政治的な動きがある中で、今後、我が国の中東政策を今、どのようにお考えなのかということについて、特に援助政策に関連してお聞きできればと思っております。

関連してなのですが、この事業について、先ほども御説明の中にイスラエルとの調整というものがあるとのお話がありました。当然ながら、この事業はパレスチナ側からは高く評価されているわけですが、イスラエルからも積極的あるいはサポーター的な形で支援を頂いているのでしょうか。その点を教えていただければと思います。お願いいたします。

- 黒宮外務省国別開発協力第三課長 すみません。まず、外交的意義のところにつきましては、確かにおっしゃるとおり、この4年間、トランプ政権の下でアメリカの中東和平政策というものがいろいろと行われているところですがけれども、日本といたしましては、先ほど申し上げました3つの方針はトランプ政権の誕生ですとか、以前からその方針に基づいてしてきておりますし、援助という観点からは、先ほど申し上げましたJAIP、ジェリコ農産加工団地の推進ですとかを着実に進めているということでもありますので、本件の支援も我が国の着実なパレスチナの将来のあり得べきパレス

チナ国家に向けた支援ということで着実に日本としてはしていくということだと思えます。

それで先般、8月14日にイスラエルとUAEが外交関係ということと、ヨルダン川西岸地区の主権適用という形を停止するという話が出ております。この点につきまして、もちろん、我が国は中東和平問題の2国家解決を支持しております。その上で、この西岸地区の地域ですとか、国境ですとか、その他、エルサレム問題なども含む諸問題は当事者の交渉により解決すべきという立場で、今回出てきている動きにつきましては、状況を注視つつ、我が国として必要な支援ですとか、そういうところを、関与を行っていきたいと考えております。

それから、イスラエルとの調整につきましては、本件の事業についてはあくまで現状存在している水を効率的に利用できるようにするプロジェクトでありますので、直接的にはイスラエル側との調整は発生しないということなのですが、ただ、全体で見たときには、これは日本だけの問題ではありませんが、水源の開発ですとか、そういうところを今後考えていくにあたっては当然、イスラエル側との調整も必要になっていきますので、そこはそういう大きい絵の中で我が国としても必要な役割を果たしていきたいと考えております。

- 小川座長 よろしいでしょうか。
- 西田委員 はい。
- 小川座長 ほかはいかがでしょうか。松本委員、お願いします。
- 松本委員 御説明ありがとうございました。最後のコメントの答えでいくと、つまり、この案件も水源はイスラエル側にもあるという理解なのかどうか。そこが確認できなかったのです。
- つまり、これから2点申し上げたいのですが、1点目はこういう日本の外交政策と援助を絡めて考えたときに2つアプローチがあり得ると思うのです。一つはイスラエルとあまり関係がないような水源、つまりパレスチナの中で水源が確保できているようなところを支援すれば確実に水が大丈夫であろうというのが一つ。もう一つは水源がイスラエルにあることによって、逆に対話を促進したり、議論の場を増やしたりすることができるというのがあると思うのですが、この案件は水源がパレスチナ側にあるのか、それとも、イスラエル側にあるのか。そうした政治的対話も併せて生むような案件なのか、それとも、非常にパレスチナ内部で全てが収まるようなものなのかというのが一つ確認したかったことです。
- 2点目は、やはり気になるのは、これまでも開発協力適正会議は恐らくこういう無

収水の問題を扱ってきていて、そのたびに特にNGOから出てきている委員からは似たような問題の指摘があったかと思います。そのときにやはり一番気になるのは、例えば盗水です。今、お話によると漏水というものの中には盗水もどうやらあるようですので、そうした場合に無理に資金は徴収しないけれども、変な話、盗水ができなくなるということは一体、誰が盗水をしているのかということともつながってくると思うのです。この案件はカテゴリーBですので、あまり社会配慮のところを別途行われるかどうかは微妙なところにあるので、ぜひその段階でそうした、今、水を盗むのは悪いことであるという前提に立つこともできますが、それを盗水せざるを得ない人たちの状況も十分踏まえた上で対応していただきたい。いいプロジェクトだと思いますので、そこは本当にかなりしっかり見ていただきたいと思います。以上です。

- 吉川 JICA 中東欧州部中東第二課課長 水源の関係のところですがけれども、この案件については全て既存の水源、既にパレスチナが使うことができる水源のみを対象としています。したがって、イスラエル側との対話は必要としない案件です。無収水につきましては、先ほども御説明したとおり、一応の低所得者層や、脆弱層、例えばシングルマザーの家庭とか世帯とか、そういうところも入っているのですが、そういったところに対する配慮がされていることは確認できていますので、それが御指摘のような点についてどういうふうに機能しているかという点は確認しながら検討していきたいと考えています。

(2) チュニジア「ガベス県高度下水処理施設整備計画準備調査」(無償)

- 小川座長 よろしいでしょうか。ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、どうもありがとうございました。
次に、チュニジア「ガベス県高度下水処理施設整備計画準備調査」プロジェクト形成(無償)について、説明者から外交的意義の説明及び委員のコメントに対する回答をお願いいたします。
- 黒宮外務省国別開発協力第三課長 引き続きまして、外務省国別開発協力第三課長の黒宮と申します。まず、事案の概要について申し上げます。
本件は、チュニジアの南部に位置するガベス県の下水処理施設に併設する高度下水処理施設を整備することにより、再生水の産業用水への活用を図り、チュニジアの水資源保全や地域住民に対する安全な飲料水確保に寄与するものであります。
- 外交的意義について申し上げます。チュニジアは、伝統的に我が国と友好関係にあり、我が国の国連安保理常任理事国入りを含め国際場裏の多くの場面で我が国の立場

を支持するなど極めて協力的な国です。また、アフリカ各国とも良好な関係を有し、欧州に近接することから、アフリカや欧州へのゲートウエーとしても重要です。この計画は、2019年のTICAD7で我が国が表明したアフリカへの日本企業の進出や投資促進の具体化にも資するものであり、TICAD8の開催地となるチュニジアにおいて、ビジネス支援の具体的案件を実施することは外交的にも意義が大きいと考えております。

- 次に、下水セクターの現状・課題及び本計画の位置づけについて申し上げます。

チュニジアは、国土の南半分が半乾燥地帯に位置し、年平均降水量が国土全体で207mmと極めて少なく、水需要の約3分の2を頼っている地下水は枯渇が懸念されており、一人当たり最大利用可能水資源量は国際的に認められた最低基準一年当たり1,700立方メートルに対し一年当たり410.1立方メートルと、絶対的な水不足の状況にあります。特にガベス県を含む南部は年平均降水量がさらに低く、160mm以下にとどまり、水需給が逼迫しております。一方、人口増加や産業発展に伴いチュニジア全体で飲料水・産業用水需要が4億9700万立方メートルから6億9400万立方メートル。これは2030年ですけれども、2010年から2030年にかけて増加する見込みです。チュニジア政府は、2016年から2020年を対象とした「国家開発5ヶ年計画」において処理水の50%以上を再生利用する目標を掲げ、策定中の下水セクター開発計画「Water Reuse 2050」において下水処理水の利用促進を優先課題に位置づけているものの、現状では大部分が環境中に放流されており、その利用促進による水資源確保が喫緊の課題となっております。この計画は我が国の技術・知見・資金を活用した効率的な施設整備、運営・維持管理を行うことによって、チュニジアが掲げる下水処理水の利用促進を支援するものです。

次に、各委員から頂きました質問・コメントにつきまして、外務省がお答えする部分につきまして申し上げます。

- 1つ目は、西田委員から御質問いただきました、2022年のチュニジアでのTICAD8開催に向けた現在の取組状況についての御質問です。今年の7月16日の官房長官の記者会見で発表されたとおり、政府は2022年に予定されているTICAD8をチュニジアで開催することについて、TICAD共催者間の協議を経て正式に決定しました。アフリカでの開催は、2016年にケニアで開催されたTICAD6以来2回目となります。日本としては、昨年8月に横浜で開催されたTICAD7の成果を踏まえ、TICAD8に向けてアフリカ自身が主導する発展を引き続き力強く後押ししていく考えで、TICAD8をチュニジアで開催することを発表して以降、チュニジア及びTICAD共催者と事務的な調整を開始したところです。外務省からは以上です。

- 竹下 JICA 中東欧州部 中東第一課長 JICA 中東欧州部 中東第一課長 をしており

まず竹下と申します。本日はよろしくお願いたします。私のほうから、本事業の事業効果等について御説明を差し上げたいと思います。

- まず、松本委員、田辺委員、道傳委員から事業効果について同趣旨の御質問を頂きましたので、私のほうで併せて御説明したいと思います。松本委員から、産業用水としてはどのくらいの工場・事業所に供給できる見通しか、また安全な飲料用として何世帯分を供給する見通しか。それらは対象地域に必要な水需要のどのくらいをカバーするのかという御質問を頂きました。田辺委員からは、一日当たり6,000立方メートルの再生水の使用先はどこか。これらの想定使用先は現在、上水を利用しているのかといった御質問。また、想定される開発効果として、地域住民に対する安全な飲料水確保とあるが、地域住民に対して利用可能な飲料水はどの程度増えるのかという御質問を頂きました。また、道傳委員からは、地域住民に対する安全な飲料水確保とはどのくらいの住民が受益者となるかという御質問を頂きました。

回答といたしましては、現時点の想定としては、本事業を通じて一日当たり6,000立方メートルの再生水を産業用水としてチュニジア国営化学会社GCTのガベス工場に対して供給する予定でございます。現在、上水、飲料水をこのGCTのガベス工場を利用しておりますけれども、このガベス工場が上記規模の再生水を活用することによりまして同じ規模の飲料水が確保されることが期待されます。現時点での試算では、本事業により当該地域に年間100万立方メートル、約3万2000人分、対象地域ガベス県における水資源開発公社の給水人口の約9%程度の飲料水の確保に貢献されることが見込まれます。上記受益者については、今後の調査にてさらに精査をしてみたいと考えております。

- 続きまして、岩城委員から、再生利用のための下水処理施設整備は、コストの割に開発効果のインパクトが小さくなってしまふとの指摘もあろうが、本件では問題ないのかという御質問を頂きました。本事業のコストについては、今後の調査にて精査を行っていく予定ですが、本事業の開発効果は水資源に関する制約が極めて高いチュニジアにおきまして水資源保全への貢献及び地域住民に対する安全な飲料水の確保などが想定されており、高い開発効果が期待できると考えております。
- また、岩城委員から、本事業によりオフテイカーであるGCTの生産改善が見込まれるが、その経済価値はどうか。本事業での投資に見合う産業振興効果は十分に見込まれるのかという御質問を頂きました。先ほどの回答のとおり、本事業の主な開発効果は水資源保全への貢献及び地域住民に対する安全な飲料水の確保を想定しております。これに加え、GCTが現在使用している上水の一部に替えて再生水を使用することにより、GCTがより安定的かつ効率的に産業用水を活用することが想定されます。GCTは現在、チュニジアの主要輸出品であるリン酸肥料等のリン酸加工品の生産・輸出を担うチュニジア有数の国営企業であり、本事業を通じてGCTの運営、ひいては同地域・同国の産業振興にも寄与するものと想定しております。

- 続きまして、本計画の支援スキームにつきまして、道傳委員、田辺委員から御質問を頂きました。道傳委員から、チュニジアでは、これまで日本による下水処理施設整備への協力は同じく南部のスファックス、ズブリなどで、円借款で行われた実績があるが、本事業が無償資金協力で行われる背景はいかんと御質問を頂きました。また、田辺委員から同様に、収益事業としてSPCによる維持・運営が可能なのであれば、無償ではなく有償で行うべきではないかという御質問を頂きました。

チュニジアでは、かねてから財政赤字が常態化しておりまして、IMFプログラムを受け改革が進められていた中、新型コロナの影響によるチュニジア政府の財政難等を受けまして、ファフファーフ前首相から、今後、新型コロナの影響に伴う財政支出の増大などを踏まえながら、財政健全化に向け新規の対外借入を抑制する意向が示唆されるなど、公的債務の増大を抑える動きがございます。こうした中、円借款事業では水資源の制約というチュニジア政府が直面する喫緊の課題に対して適切なタイミングでの支援が難しくなると考えております。

さらに、本事業では本邦技術の活用を想定しており、事業・運営権対応型無償資金協力の目的である日本企業の事業権・運営権の獲得を促進し、我が国の優れた技術・ノウハウを途上国の開発に役立てることに資する案件であると考えております。こうした上記の要素を勘案した結果、事業・運営権対応型無償資金協力を想定した支援を検討しているものでございます。

- 続きまして、松本委員から、有償資金協力のうち、海外投融資ではなく、無償資金協力を供与する妥当性はどこにあるのかという御質問も頂きました。海外投融資による支援でございますと、民間企業が資本的支出を負担し、事業リスクを負って実施するケースが想定されます。一方、下水再処理事業としての本事業の特性や、チュニジアにおいて本事業の先行事例がないことなどにより、海外の民間企業が民間投資案件として行うことはハードルが高いものと考えられます。

一方、本事業後の展開につきましては、協力準備調査や本事業を進める中で継続的な確認・検討が必要ではございますけれども、オフテイカーとして想定しているGCTが、本事業の有効性が確認できた際には南部の別の都市においても類似の高度下水処理設備の整備を希望するとしているため、将来的に他都市において事業投資の機会が創出される可能性がございます。したがって、上記のスキームの目的にも照らし、事業・運営権対応型無償資金協力としての実施が適切と考えております。

- 環境社会配慮につきまして、岩城委員から御質問を頂きました。下水道案件については、類似案件からの教訓にもあるとおり、副産物の処理等について、地域住民からの合意をしっかりと得られることが重要とあるが、本事業についてはどうかという御質問でございました。本事業の処理原水は重金属などを含まない下水の二次処理水でございます。処理の副産物である濃縮排水は下水処理場にて再度処理した上で周辺の環境に放流するため、環境への影響は最小限にとどまり、地域住民の理解は得られる見

通しでございます。詳細は協力準備調査において確認したいと思っております。

- また、西田委員から、下水処理水の用途として飲料水としての供給も視野に入れているということだけれども、地域住民に文化的に受け入れられないことはないかという御質問を頂きました。本事業では、再生水を産業用水として利用するもので、飲料水としての供給は想定してございません。なお、案件概要書について、期待される開発効果として地域住民への安全な飲料水確保ということを挙げておりますが、これは先ほど申し上げたとおり、上水が再生水に代替されることで飲料水が確保されることを想定したものでございます。当方からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

- 小川座長 どうもありがとうございました。
それでは、ただいまの説明者からの説明について、追加で御質問、御意見がございましたら、御発言をお願いいたします。松本委員、お願いします。

- 松本委員 どうもありがとうございました。
- 2点お伺いしたいのですが、1点目は、私の質問にもお答えいただいたのですが、SPCと書いてあり、かつ本文中に日本企業のそれへの関与ということが書いてあったので、もちろん、私も一般論として海外投融資がこの案件に適しているとは全く思わなかったのですが、むしろ本文中に書かれている日本企業とチュニジア企業がSPCを設立して運営していくというやり方自体にどうしたのだろうと思いました。
今の説明で、チュニジアの財政的な状況、それから、コロナの問題から円借款は厳しいということも分かりますし、案件の特色上、海外投融資ではないだろうと思うのですが、一方で日本企業とチュニジア企業によってSPCをつくって運営していくこと自体が、これはそうだとすれば、どうしてそのやり方であって、公的セクターで全てがやられないでSPCの構築なのかというところがよく分からなかったのです。そこはやはり民間の利益も当然あってSPCというものが使われると思っていたので、その疑問が解けなかったのですが、そこがどうしてこういう条件下でSPCをつくって、そこが運営になるのかというところをもし御説明いただければ教えていただきたい。
- それから、2点目は、先ほどの岩城委員の御質問に対するお答えの中に重金属等をそれぞれ処理されているという話があったのですが、これについては、それを信じたい気持ちもありますが、私の限られた経験からいきますと、法律上、本来は例えば各工場が処理しなければいけないけれども、処理せずに流しているケースも他国で見ているので、法律上、本当は工場からは重金属とかは流れないことになっているのでというふうに考えると、思わぬ問題を引き起こす可能性があるのでは、やはりそれは法的にどうであるかというよりは、現実に本当に処理できないものが流れてこないのかということは協力準備調査の中でしっかりと見ていただきたいと思っております。以上、2

点です。

- 竹下 J I C A 中東欧州部中東第一課長 御質問ありがとうございました。

まず、1点目の S P C を設立するという話で、現在、このプロジェクトでは無償資金協力でもって設備を建設しまして、それでもって日本企業が進出して、チュニジア企業からも S P C を設立して、その中で事業を運営していく。それで、運営維持の部分において日本企業がオフテイカーの G C T から上水の対価を得る事業スキームを想定している。こういった事業スキームで運営していこうという想定のものでございます。

また、2点目の重金属につきましては、御指摘のところもまさにごもっともかなと思いますので、万が一にも環境に悪影響の及ぼさないような形になるように協力準備調査でよく検討してまいりたいと思っております。

- 小川座長 よろしいでしょうか。

田辺委員、どうぞ。

- 田辺委員 この S P C を利用するというプロジェクトのスキームなのですが、通常であれば S P C 自身が負債を抱えてローンを銀行から持ってきて運営するわけですが、このスキームの場合は結局、この施設の建設費用は無償資金でもらい、かつ収益といいますか、水を売った収益ももらうわけですから、かなり収益率の高い事業になっているような気がするのですが、このスキームはそもそも収益率のたがといいいますか、あまり事業者にはリスクがほとんど見えないようなスキームなのですが、こういうスキームを使う場合に何か歯止めはあるのでしょうか。

- 竹下 J I C A 中東欧州部中東第一課長 まず、このスキームですけれども、G C T に売る水ですが、これは現在提供されている上水よりも安価なものが提供できるのではないかと。まさにそこにビジネスチャンスが見受けられるということなのですけれども、比較対照になるのが上水の料金でございますので、さほど大きな収益は見込めるわけではないのかなというところは一つあるのかなと思います。

また、この無償資金協力でやる場合にも企業にも、例えば水を通すための管を敷設する事業費を出してもらうなど、事業者にも一定の負担をお願いした上で実施することを想定しておりますので、一定の責任が伴う事業であるということをスキームとして想定しております。

(3) ギニア「国道二号線ファラナ橋架け替え計画準備調査」（無償）

○ 小川座長 よろしいでしょうか。

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、どうもありがとうございます。最後の案件ですが、ギニア「国道二号線ファラナ橋架け替え計画準備調査」プロジェクト形成（無償）について、説明者から外交的意義の説明及び委員のコメントに対する回答をお願いいたします。

○ 黒宮外務省国別開発協力第三課長 引き続きまして、国別第三課長の黒宮です。よろしくをお願いいたします。

● まず、事業概要について申し上げます。この事業は、ギニアの首都コナクリと森林ギニア地方を結ぶ国道二号線上のファラナ市において、老朽化した一車線橋梁を二車線橋梁へ架け替えることによって、落橋を防ぎ交通の安全性を確保するとともに輸送サービスの改善を図り、ギニアの中の経済インフラ整備に寄与するものです。

● 次に、外交的意義について申し上げます。ギニアは伝統的な親日国で、国際場裏において我が国と基本的立場を同じくする友好国であることから、開発協力の実施による協力関係の維持・強化は重要です。ギニア政府は我が国が過去にギニアにおいて実施した橋梁改修の実績を高く評価しており、本計画についてもギニア政府ハイレベルから高い期待とともに実施要請が示されております。我が国は、T I C A D 7において、質の高いインフラ投資を通じた連結性と統合の強化に取り組むことを表明しており、この計画はこれを具体化するものです。

● 次に、運輸交通セクターの開発の現状・課題及び本計画の位置づけについて御説明申し上げます。ギニアは、国家開発計画である「経済・社会開発国家計画」。これは2016年から2020年を対象としたものですが、これにおいて「地方間の連結強化」「隣国との連結道路の舗装化」を優先事項として設定しており、道路網整備を進めております。ギニアにおいては、国内唯一の商業港が首都コナクリに位置しますが、鉄道・航空輸送が存在しないため、コナクリから地方部への生活用品の供給は道路輸送に頼っている一方、全国道7, 576 kmのうち良好な状態にあるのは16%にとどまり、橋梁を含む道路網の改善は喫緊の課題となっております。

この国道二号線は、ゴム、コーヒー、カカオ等の輸出農産品の国内最大の生産地である森林ギニア地方と首都コナクリを結んでおり、これら農産品のコナクリ港や隣国への輸送に活用されております。また、コートジボワール、リベリアへとつながり、周辺国との物流改善にも貢献する重要な経済回廊でもあります。国道二号線は現在、ファラナ市にあるファラナ橋を除く全区間で二車線化されており、一部の未舗装区間や舗装状態の悪い区間においても、他ドナーの支援による整備が進められております。

しかし、ファラナ橋についてはギニア政府による予算措置ができず、一車線のままであり、国道二号線における交通の最大のボトルネックとなっております。

この計画は、ファラナ橋を重車両の相互交通に耐え得る二車線の橋梁に架け替えることにより、交通の安全性を確保し、地域間の連結性の強化を図り、農産品・生活用品をはじめとした国内物流の安定化を図るものです。ひいては、国際回廊である国道二号線の機能強化により、隣国との経済活動を促進するものであり、ギニアの国家開発計画における優先事項を具体化するものです。

次に、各委員から頂いた御質問で、外務省がお答えするものについてお答え申し上げます。

- 道傳委員から御質問いただきました、ギニアにおける中国の影響力の伸長についてお答えいたします。まず、一般論として、こういう質問は毎回、幾つかの国について頂いていたりするのですけれども、外務省としては第三国同士の関係について必ずしも網羅的に承知しているわけではないという点については御理解を頂ければと思います。

その上で申し上げますならば、中国はギニアの最大貿易相手国であるとともに、ギニア国内において複数の水力発電所建設やコナクリ港の拡張等の大型インフラ投資を通じてギニア経済に深く関わっていると承知しております。また、2017年に中国政府とギニア政府は中国企業にボーキサイトや鉄鉱石鉱山の採掘権を与える一方で、20年間を対象としたインフラ開発のための200億米ドルの融資について大枠合意し、その一環として国道一号線やコナクリ市内の道路の整備、地方大学の改修等のプロジェクトが実施されていると承知しております。今後、中国企業によるシマンドゥ鉱山の開発も進められる予定と承知しており、ギニアにおける中国の影響力は引き続き大きくなるものと思われま。外務省からは以上です。

- 金田 J I C A アフリカ部 アフリカ第四課長 J I C A アフリカ部 アフリカ第四課長をしております金田と申します。では、J I C A のほうから、頂いた御質問についてお答えさせていただきます。

まず、本事業の背景にも関係する御質問を2つ頂いているかと思えます。

- 道傳委員のほうから、通行車両の重量規制が行われていない、あるいは交通量の急激な増加による渋滞などの交通インフラに過度の負担がかかって、支援が必要だということは、喫緊な状況は理解するが、資源を有して、経済成長率、GDP成長率も8.7%と高い記録をしながらも、交通の要衝にある橋梁が落橋の危険にまでさらされるような状態にあるのはどのような事情かという御質問を一つ頂いております。

それから、松本委員からは、橋の規模を考えると、ギニアが自国で架け替えをできるのではないかと疑問を感じる。これを、架け替えの必要性は理解するものの、日本の無償資金協力でやる必要性が外交的意義以外にあるのかということの説明してもら

いたいという御質問を頂いております。

ギニアですけれども、経済成長は高い状況ですが、一人当たりGNIは依然として1,025ドル以下で、後発開発途上国にございますので、財政状況についても余裕がない状況です。ギニア政府はこの限られた自国予算を使ってインフラ整備への投資を行ってきておりますが、インフラ整備のニーズは道路や橋梁だけでなく、電力、給水、農業関連と多岐にわたっている状況でございます。また、地域も首都のコナクリやコナクリ市の郊外がやはり優先的に対応されている状況にございまして、道路や橋梁分野については、国道は全部で7,576kmありますけれども、特に雨季にはまとまった雨も降るといふ自然状況や国際回廊、内陸部への連結のための大型貨物輸送、この利用が非常に多いという状況から、道路も劣化しやすいという状況がありまして、舗装・改修のニーズも非常に高くなっており、これに優先的に対応しているという状況にございます。

西アフリカの主要国際河川の源流はギニアにございまして、その支流も多いことから、ギニアにおける橋梁数もサブサハラのアフリカにおいては比較的多い状況になっておりまして、整備ニーズも高いという状況です。道路・橋梁ともに整備対象数が多い中で、ファラナ橋のように利用車両数も多くて、建設において設計や技術力が求められるような橋梁についてはドナーの支援を得たいと考える先方政府の意向が背景にございます。

それから、交通のボトルネックとなっておりますファラナ橋を重車両の交互交通に耐え得る橋梁に架け替えることによって、人命の安全を確保して、地方からの連結性強化を図り、農産品、それから、生活用品をはじめとした国内物流の安定化を図るのが本案件の意義ですけれども、これについては無償資金協力による意義があると考えております。

加えまして、本事業は国際回廊である国道二号線の機能強化を図って隣国との経済活動も促進するものでございます。黒宮課長からもありましたが、アフリカ開発会議、TICAD7の横浜宣言の中の、質の高いインフラ投資を通じた連結性と統合の強化という方向性にも合致している事業でございます。

また、新しいファラナ橋の橋梁形式についてですけれども、将来のメンテナンスを軽減するためにも、鉄筋コンクリート橋よりも強度の高いPC橋、プレストレスト・コンクリート橋を想定しているのですが、ギニアの業者ではPC橋建設の技術を持つ業者は現状いない状況にございます。さらに、土木調査、河川利用調査などを踏まえて適切な設計をする必要があり、技術的にも自国の業者での設計・建築は難しいため、日本の無償資金協力で実施する意義があると考えております。

- 次に、岩城委員から頂きました質問で、工事手法においては、国道一号線、三号線の橋の架け替え工事も参考に、工事期間中の国道二号線の交通の妨げにならないよう、環境・安全面に配慮した工事車両の搬入、資材置き場の配置等の検討が必要というコ

メント・御質問を頂いております。それから、もう一つ、現在、橋脚の基礎土台が剥き出しになり川幅が狭くなっている状況があるが、洪水等の実害は出ているのか。新たな橋に架け替えるにあたり、河積阻害率を下げる方法はどのように検討されているのかという2つの御質問を頂いております。

これに関してですけれども、今回の現場でも過去の案件での経験を踏まえて現道交通の確保を図りつつ新しい橋の建設を行うことを予定しております。既存橋梁に並行して新しい橋梁を建設した後に既存橋梁を撤去するのか、あるいは仮設橋を先に設けて、別途設置して交通を確保した上で現橋を撤去し、その位置に新橋梁を建設するのか。これについては、協力準備調査の中で確認したいと考えております。これまでの国道一号線、それから、三号線の事例では、一旦、新橋梁を建設した後に既存の橋梁を撤去する形を取っております。また、工事に関しては環境・安全面の配慮も十分に検討してまいりたいと考えております。

2つ目の御質問についてですが、これまでに洪水等の被害が出たという話については聞き取れておりませんが、橋脚に残る水流の跡を見る限りでは、床版から1.5m程度までは水位が上昇したということがあることは推測できます。協力準備調査において河川の状況や洪水状況等の調査を行い、橋脚の形式や設置位置、施工方法等について必要な検討を行う想定でおります。増水時の想定流量を踏まえ、守るべき河積阻害率を設定して、橋脚の数や形式を設定してまいりたいと考えております。

- それから、田辺委員から「ギニアでは通行車両の重量規制が行われていない」ということだが、道路や橋脚の長期的な維持管理の観点から重量規制の検討を相手国に働きかけたほうがよいのではないかという御質問を頂いております。

このように概要書にも記載させていただいておりますが、前回の無償資金協力、国道三号線のスンバ橋の架け替え計画の協力準備調査の中で、公共事業省に重量規制を行う意思を確認しております。その後、全国に過積載計量ポストを設置することが決まっております。具体的な設置場所や規制内容については、協力準備調査の中で確認してまいりたいと思います。また、橋梁の耐久性などもギニア政府の規制を参考に設定を検討してまいりたいと考えております。

- それから、松本委員から頂いた御質問で、案件が橋の長さ70mの短い橋の架け替え1件であるが、これのみによって「期待される開発効果」に書かれたような効果を発現して、国道二号線のボトルネックが解消できるのかという御質問を頂いております。

国道二号線上のこの橋梁以外に改修が必要な箇所については、既に他ドナーが支援を行っており、工事が順次開始されている状況でございます。このため、この橋梁が一車線であることが国道二号線上のボトルネックとなっておりまして、これを解決することによって国道二号線の輸送サービスの改善と、それによるギニア国内及び周辺国への物流の円滑化、経済活動の活性化への貢献が達成されると考えております。現

在、本橋梁は一車線であるため、対向車の通過待ちによる渋滞が発生したりですとか、橋梁の耐荷重が小さいことによる貨物車両の低速走行が原因で渋滞が発生したりということが起こっております。時間帯や曜日によっては橋の手前で1.5 km以上、1時間以上の渋滞が発生していると承知しております。

- それから、他ドナーとの連携や整合性、整理について御質問を岩城委員から頂いておりました。本事業は道路セクター開発管理戦略、2018年から2025年の中に位置づけられているものでございます。ギニア側のフォーカルポイントは公共事業省インフラ局になっておりまして、ここが他ドナーの案件も含めて包括的に管理しております。このため、このインフラ局とのコミュニケーションを通じて道路整備計画全体との整合性や他ドナーとの分担を確認しております。

道路全体の改修に関しては、長距離区間の支援が要請されることが多くございまして、主に借款の形式で支援を行うことができるドナーによって実施されていることが多いのが現状でございます。コナクリーファラナ間の道路については、舗装改修工事は2021年11月までに完了予定ですので、本案件の工事への影響はないと考えておりますが、他ドナーの進捗についても継続的に確認してまいりたいと考えております。

- 少し長くなってしまいましたが、最後、環境社会配慮に関連しての御質問ですが、松本委員から頂きました。渋滞は「円滑な物流」という観点では問題だが、周辺住民の商売（路上の物売りなど）の機会を提供することもあるということで、こうした商売の現状やそれに対する影響について、過去の案件の教訓を踏まえて協力準備調査で対応する必要があると考えるが、いかがかという御質問を頂いております。

事前に私ども、現地視察をした際には橋の前後での路上商売は確認できていませんが、曜日や時間帯によって移動商店がある可能性も否定できないため、協力準備調査の中で確認して、必要に応じて対応してまいりたいと考えております。以上です。

- 小川座長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明者からの説明について、追加の御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。松本委員、お願いします。

- 松本委員 委員になって毎回こうやってすぐに手を挙げるのはどうかと思いながらもすぐ挙げてしまいますが、すみません。

大体理解はできましたが、1点教えていただきたいという意味での質問があるのですが、先ほど他ドナーの話もされていまして、コナクリからずっと国際道路にもなり得る可能性ということでもすごくよく分かるのですが、その中で、言い方はちょっと良くないかもしれませんが、1個だけ橋が残っていて、それに日本が無償資金協力を出すことに若干不思議さを感じていて、もし私が他ドナーのほうのチェックをする

担当だったら、それは全部やらなければ意味がないのではないのかとすぐ想像してしまうのです。

このファラナの人たちが、架け替えが残っている状態でそれは日本がやるねというふうになったことに若干不思議さを感じているのですけれども、これはもともと、みんなドナーで調整をして役割分担をされているのか、それとも今回、実はボトルネックになったものが誰も手をつけずに残っていたのか。これは本当に単に興味本位と言ったら申し訳ないのですが、どういうふうにそれが調整されて実現されていくのかというところについて、もし教えていただくと非常に勉強になります。

- 金田 JICA アフリカ部 アフリカ第四課長 ありがとうございます。では、私、JICA のほうから回答させていただきます。

今、御提示いただいた2つの、正確にはどちらでもなくて、先方の公共事業省インフラ局が差配しているといいますか、ここの橋はこのドナーにやってもらいたいというところで、もちろん、私ども事業をする上では他ドナーともやり取りを直接していますので、そこで確認をしたりということは行っていますけれども、どちらかといいますと、先方政府のほうが、ここは喫緊の課題の橋なので、ぜひドナーにやってもらいたい。ついてはどうかという話を日々、コミュニケーションを取る中で出てくるということですので、必ずしもここが残っていたというよりは、次々と優先度の高い橋を先方政府が他ドナーに話を持って行って整備を進めているのが実態となります。

以上です。

- 小川座長 よろしいでしょうか。

- 松本委員 はい。

- 小川座長 ほかにございますでしょうか。では、西田委員、お願いします。

- 西田委員 ありがとうございます。

私も松本委員と似たような印象があったので、今、御説明いただいて少しくリアになりました。

もう一つ、関連して他ドナーとの関係について教えていただきたい点があります。必ずしも、このプロジェクトに限らずなのですけれども、先ほどのチュニジアの案件も同様なのですが、他ドナーの中に旧宗主国であるフランスが見えてこなかったなと思ってまして、Francophone Africaの中で、AFDをはじめとしたフランスの援助の在り方がどういうふうになっているのかなというのが、ちょっと

雑駁なのですが、印象です。

なぜかといいますと、今度、T I C A D 8をチュニジアで開催する際に、当然ながら、これはフランスの協力も得ていくわけだと思うのですけれども、どのようにフランスの援助面での関与を見ていらっしゃるのかを教えていただければと思います。

- 黒宮外務省国別開発協力第三課長 すみません。外務省からお答えいたします。
確かに今回、チュニジアの件は、チュニジアはもちろんフランス語圏、フランス語を使われていますし、ギニアもそうなのですけれども、たまたま今回のところについてはあまりフランスのあれは出てきておりませんが、依然として今のフランス、旧宗主国であった地域においてはフランスの影響力は非常に大きいですし、フランスの開発庁なども活発にやっていたりしますので、そこは日本とも必要なところで連携をしたり、協力をしたりという形でやっておりますので、そこは依然としてフランスとの関係とか連携は非常に重要であると考えているところです。

- 小川座長 よろしいでしょうか。
ほかはいかがでしょうか。
では、道傳委員、お願いします。

- 道傳委員 全般に関わることで1つ教えていただきたいことがございます。チュニジアのときに財政赤字と、それに加えてのコロナのインパクトで新規の借入れの削減の申入れがあった。そういったことでの協力のスキームの見直しは、細かい具体的なことを今、教えていただくのは御無理かもしれないのですけれども、今後も想定されてくるようなことなのでしょうか。お伺いいたします。

- 黒宮外務省国別開発協力第三課長 すみません。御質問の趣旨は、今、こういうコロナですとか、そういう影響がある中で、借款というものがだんだん相手国の経済情勢で難しくなってくる中で、いろいろと援助スキームについての見直しが行われるのではないかと。そういう御指摘でしょうか。

- 道傳委員 受け手の国からの要請あるいは申出があって日本としても見直しをしなければいけないようなケースは今も、そして、これからも想定されるのでしょうかという趣旨です。

- 黒宮外務省国別開発協力第三課長 そこは今、これまで円借款についてはアフリカ、それから、中東においても、北アフリカについても活用可能な国については活用してきているところでありましてけれども、今、このコロナの状況下で借入れについて控え

たい国もあれば、逆に中東・北アフリカの中でも、逆にこういう時期であるからこそ財政支援なども含めた借款を活用して経済を何とか維持していきたい国もありますので、そこはチュニジアについてはそういう観点で若干、財政、借入れについては少し控えたいとなっておりますが、そうでない国もあつたりしますので、そこは国別に応じて、相手国の状況を見て、相手国の要請も踏まえて、それで個別にきめ細かく対応していくという方針であります。

○ 小川座長 どうぞ。

○ 花田開発協力総括課長 すみません。1点だけ補足させていただきます。開発協力総括課長をさせていただきます花田と申します。

今の道傳委員からの御指摘に関連しますけれども、今回のコロナの経済的な影響の大きさに鑑み、例えばこれまで債権国の集まりとしてはパリクラブというものがございました。大体、ここで債権のリスクであるとか、場合によっては債務削減といったことをそれぞれの相手国の状況を踏まえつつ、みんなで協力して取り組んできたという経緯がございます。

これに加えて、今回のコロナに関連して新しいこととしては、パリクラブのみならずG20メンバーが中心となって、今年の5月以降年末に至るまで、現状では77か国を対象とする債権のリスクを決定してございます。これは今、財務大臣会合でも幾度も議論されておりますし、今後ともコロナの影響がどれだけ大きくなっていくかを見極めながら、場合によっては延長もあり得ようかと思っておりますが、基本的にコロナの影響で経済的に非常に苦しい途上国について、G20メンバーはじめとする取組として債権のリスクを今、行っております。その対象は全部で77か国でございますけれども、これらの国々が申請すれば、それらの国に対して債権を持っているG20メンバー等が当面の間、返済を留保するということによって一定の支援を行うように努めているところです。

○ 小川座長 よろしいでしょうか。

それでは、松本委員、お願いします。

○ 松本委員 ちょっと1点、先ほどのPC橋であることについて追加で御説明を伺いたいのですけれども、RCではなくてPCにすることによる強度とか、そういうものは大変理解しますし、できればそれは良い橋を造ったほうがいいに決まっているわけですが、たしか昨年、ギニアで三号線のスンバ橋の架け替えのときに、やはりこれも同じようにPC橋を造ったと思っておりますが、大体14億円の無償資金協力を結んでいたのではないかと思うのです。

あれも77mぐらいだったと思いましたが、その70mの橋に14億円と、私もあまりコスト感覚がないかもしれませんが、この辺はむしろ適切な委員がいらっしやるかもしれませんが、一つにはやはりギニアの今のインフラ整備を進めなければいけないスピードと、RCにしてももう少し増やすとかということとの釣合いをどう考えるのか。

それから、去年、三号線でPC橋を造り、今回、また新しく案件をやることによって、鋼材の手配がどうなるのかというのはちょっと分からないのですが、むしろ幾つかの案件でやって、材料の調達、その他も一括してやることによって、何か無償資金協力で、完全に税金から出てくるものですので、もう少し効率的な運用ができないのだろうかというのを先ほどPC橋の御説明を伺いながら感じたところなのですが、この辺りについてはどのようにお考えか、お聞かせいただけますでしょうか。

- 金田 JICA アフリカ部 アフリカ第四課長 御指摘ありがとうございます。それでは、JICAのほうから御説明させていただきます。

若干、十分に御説明できていなかったかもしれませんが、PC橋にすることによって強度も高まりますが、併せてメンテナンスの部分が軽減されるというのが途上国にとっては非常に大きなポイントになるかと思えます。今回御説明させていただいたとおり、ギニアはちょっと雨が深い地域であって、かつ重車両も非常に多くということで、すぐに路面が劣化する状況がございますので、一定程度、耐久性もあって、彼ら自身でしっかりメンテナンスができる橋を整備することが少なくとも日本の無償資金協力においては重要ではないかと考えております。

先ほどおっしゃられた鋼材の手配のようなお話はまさに非常に重要なところでして、西アフリカのような国に日本の業者さんに行っていただいて無償資金協力をやることになると、なかなか1件の案件だけだと逆に高くなるということがございますので、継続的な支援を検討する。場合によっては、もしかすると、同じ業者さんが取ることによって安くなるとかということも十分に考えられるかと思えますので、そういった観点、1つの案件だけで見るのではなくて、時系列での複数の案件、あるいは地域での複数の案件なども含めて、税金でやっている事業ですので、効率的・効果的なものにしていきたいと考えております。

- 小川座長 よろしいでしょうか。
- 松本委員 はい。
- 小川座長 西田委員、お願いします。

- 西田委員 すみません。ありがとうございます。

先ほど新型コロナウイルス関連の対応としてG20での債務リスクのお話がありまして、本日の議案3件とはちょっとずれてしまうのは承知しているのですが、もし可能であれば教えていただければと思っています。

このG20なのですが、この運営体制は前年、当年、翌年の参加国のトロイカ体制によって行われている。それで、日本も昨年、G20議長国としてトロイカの一角を担っているわけですが、そういう意味では非常にある意味、ステアリングができるポジションに日本がいる中で、この新型コロナウイルス感染症対策において、G20を通じて日本はどのようなメッセージをされているのか、教えていただければと思うところです。以上です。

これはなぜ伺っているかといいますと、ここに入っている非常に重要なことですし、G7が実質的に動いていない中でG20の役割が大きい。一方で、なかなか国際的な協調が取れていない。それで日本においては、2016年の伊勢志摩サミットのときに世界の保健衛生に対してコミットしていくという伊勢志摩宣言まで出して、非常に大きい援助国としてのメッセージを出してきているので、この機会を通じて日本のさらなるプレゼンスなり、この新型コロナウイルス対応に対しての日本のコミットメントというものを打ち出していけるのではないかと、貢献できるのではないかと考えているので、もし今、お答えいただけるようであればお知らせいただければと思います。

- 花田開発協力総括課長 ありがとうございます。開発協力総括課長の花田でございます。御指摘いただきましたとおり、確かに保健分野におきましては、日本自身は相当、国際場裏においてもイニシアチブを発揮してきたと考えております。今、言及いただきました伊勢志摩サミットのときもそうでしたし、それをG7の枠組みでとどめるだけのみならず、その後のG20の枠組み、例えば記憶に新しいところでは今年のG20大阪サミットでも、必ずしもコロナを予測していたわけではございませんが、日本自身が感染症対策の重要性というものをかなり強調して、首脳セッションの中でも相当な時間を割いて重要テーマのひとつとして扱い、また、首脳宣言にもかなり具体的な記述をして参りました。

前議長国といたしましては、当然それまでの議論の積み重ねに加えて、新たに今回の新型コロナの影響の重要性に鑑み、国際保健については、保健医療システムの構築、とりわけユニバーサル・ヘルス・カバレッジをどういうふうにも均霑していくのかという観点も重要になってまいりますし、併せて、これは保健医療にとどまりませんけれども、やはり経済的な影響も非常にリーマンショック以来、ないしはそれ以上のものがございますので、そのための支援としてどういったことができるかというのを、すみません、個別具体的なところまでは私、今、手元に資料がございませんが、それぞれの閣僚会合、財務大臣会合ですとか、保健に関する閣僚会合も含めまして、あとは

開発の担当のワーキンググループも含めて、様々なレイヤーで議論を進めようとしております。その中では今、御指摘いただいたとおり、G20はトロイカ体制を取っておりますので、前議長国として今の議長であるサウジアラビアとも緊密に連携しながら何とか取りまとめに努力しているのが現状でございます。

- 西田委員 ありがとうございます。

3 個別案件に限らない問

(2) 日本のODA実施における新型コロナウイルス拡大の影響と、それに対する対処方針について

- 小川座長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
よろしければ、最後に3の「個別案件に限らない問」ということで、こちらは松本委員から提示された御質問です。こちらについて、説明者から御回答をお願いしたいと思います。
- 花田開発協力総括課長 松本委員から、日本のODA実施における新型コロナウイルス感染拡大の影響と、それに対する対応ぶりについて御質問を賜りました。
新型コロナウイルス対応の基本的考え方といたしましては、当然のことではございますけれども、国際的な連携が極めて重要と思っております。とりわけ、保健医療システムが脆弱な途上国を支援し、途上国の人々の命を守るとともに、世界的な感染拡大を抑えることが我が国を含む国際社会全体にとって喫緊の課題であり、我が国としても国際社会の先頭に立って、先ほどG20の話もございましたが、支援を行っていく所存であります。そのような基本的考え方の下で、日本の取組を大まかに2つに大別して御説明させていただきたいと思っております。
まず、第1に、これは開発協力適正会議の議論の対象となるプロジェクト型とはいささか異なりますけれども、例えば大臣とも緊密に協議させていただいた上で、機材供与を通じた無償資金協力をはじめとする二国間の協力。さらには、国際機関を通じた支援によって、保健医療システムの脆弱な国に対して、特に一過性の消耗品にとどまることなく、中長期の保健医療システムの構築に資する支援を心がけて行っております。また、その際にも、これは当然、人命にも直結することですので、かつてないほどのスピード感を持って、まさに実施している最中でございます。
次に、第2点として、もしかしたら、こちらのほうが松本委員の御関心に沿うのかも分かりませんが、新型コロナの拡大以前から実施しているODAプロジェクトの扱いについて簡単に御説明申し上げます。

新型コロナ感染拡大が始まりました初動時点におきましては、当然、外務省、大使館といたしましても邦人の退避に全力を傾注してまいりました。併せて、邦人の退避、特に援助関係者の退避にとって重要な論点として、例えば既に開始している事業の中断・不可抗力の認定をどれだけ速やかにできるかといった問題がございました。

この点につきましては、一時中断ですとか工期の延長交渉というものは、一義的には本邦の企業が行うことになっておりますけれども、コロナの現状に鑑みまして、初動時点から現地の大使をはじめとする大使館及びJICAの事務所も一緒になって、各個別事業について中断及び不可抗力認定の働きかけを行ってまいりました。

その上で、各個別事業の扱いにつきましても、基本的には契約内容にのっとりた上で、やむを得ない場合になってまいりますが、やはり中断・不可抗力ということになりますと、どうしても追加の経費が現場では発生いたします。この点につきましても、これは外務省のみならず関係省庁とも協議した上で、やむを得ない場合には追加的な費用を可能な限り負担できるような体制を組んでございます。端的に申し上げますと、例えばODA事業で言いますと、無償資金協力であれば予備的経費ですとか入札残を活用する。さらには有償資金協力でございますと、原則として未使用残なども積極的に活用することによって、今般の新型コロナに伴うショックをなるべく緩和できるように努めております。さらには、この先については、まだ相手国との協議が重要になってきますけれども、追加の贈与ですとか追加の借款といったことも排除することなく可能な限りのことをやっていく考えでおります。

もちろん、いずれにしましても、実際の中断が終わって再開するフェーズになりましたら、追加経費の規模感ですとかが一層明確になってくると思えますし、当初予定よりもより大きなものが出てくる可能性もあろうかと思えますので、この点については引き続き大使館のほうでもアンテナを高くして、また、東京サイドでも各経済団体とも連携させていただきながら、よく注視してフォローしていきたいと思っております。

○ 小川座長 どうもありがとうございました。

ただいまの花田課長からの御説明について、何か追加で御質問とかはございますか。松本委員、お願いします。

○ 松本委員 御丁寧にありがとうございました。

私、全体事項として書かせていただいたのですが、このように扱っていただいてありがとうございます。現在どう考えているのかというのが非常に分かりましたし、その点、やはり適正会議はアカウンタビリティを高めるという意味で、議事録も公開されていますので、やはりこういう方針がちゃんと議事録を通じて公になることはとても大事なことだと思っておりますので、御丁寧に説明していただいてありがとうございます。

した。

その上で1つだけ教えてほしいといえますか、これはJICAの方もいらっしやっていますので、もう帰られたかもしれませんが、伺いたいのは、今、プロジェクトベースの透明性を高めていこうということを適正会議は非常に一つ大きいミッションを持っているわけですが、例えばやはり今、3密を防ぐことから住民の話を聴くであるとか、そういうことは非常に難しい状況になってきていて、プロジェクトにかかる時間が今までと同じで考えていくわけにもいかないのではないかと考えているのです。

今の総括課長のお話は全体としてはとてもよく分かる一方、現在進行中のこのプロジェクトの形成、あるいは実施にあたって、やはり人と人が密に連絡を取り合えない、話ができない中でどういうふうを考えていくのかということも、これは外務省ならずともJICAそのものとしても重要なことかなと思うのですが、この辺りについては何か具体的に方針とかはあるのでしょうか。

○ 安藤 JICA 企画部部長 JICA 企画部の安藤でございます。よろしく申し上げます。

今の御質問ですけれども、まさに今回、JICAの事業実施を、資金協力の準備もそうですし、それから、技術協力を実際にやるということもみんなそうなのですが、現地で人と人が顔を合わせて、フェース・ツー・フェースで事業を行うこと自体がやはり重要な業務の遂行ということになります。それが今回、事務所も所長、次長は残るけれども、基本的にはコロナのリスクを考えて、一旦、多くの事業で人を引き揚げるというオペレーションをいたしました。今、当然、渡航の再開ということがいろいろな国、いろいろな業種でも行われているように、JICAの中でも当然、再赴任ということを様々な国で準備をしたり、実際に帰ったりしている国とか、そういうところも出てきていますが、そこにすごく大きな制約がかかっていることはそのとおりだと思います。

当然、帰ってきている人たちがそのまま遊んでいるわけではなくて、いろいろ調査をしかかったものについて、設計をしたりとか、現地に残っているナショナルスタッフの人たちを通して相手国政府と協議をしたりするとか、そういうプロセスも行いながらやっておりますけれども、御指摘のとおり、当然、マンマンスといえますか、仕事の仕方の効率は落ちますので、そこは予算の柔軟な流用をある程度認める、行っていただくことを通して、なるべくJICAが直接お支払いできるものについては、コンサルタントの方のマンマンスを増やすということには取り組んでおります。

先ほど花田課長のほうからあった相手国政府を通しての支払い増加とか、そういうところはフォースマジュールとかというものを使って、いろいろな御支援もすることもやっておりますが、おっしゃっていただいたような住民の声を聴くとか、そういう手間暇のことを考えると、それは渡航再開になったときに、日本でもうマンマンスを

使い切ってしまった。では、これであとは同じような残りのマンマンスでやってくださいということでは恐らくうまくいかないという認識をしておりますので、そこについては柔軟性を持ってやろうということにしております。

ちょっとあれですけども、様々な事業において、コロナによってできなくなってしまった事業も多少ございますので、そういう財源をきちんと有効に使うことも方針として定めて、独立行政法人として柔軟にできるところはやっていこうということを取り組ませていただいているところでございます。以上です。

○ 小川座長 どうもありがとうございました。

ほかに何かございますか。田辺委員、お願いします。

○ 田辺委員 私はJICAの環境社会配慮助言委員会の委員もやっておりまして、最近の協力準備調査の中での住民協議の方法がなかなか質問しても見えてこないのが、このコロナと援助という関係の中では非常に何件か目につくような状況です。

通常であれば大きく広報して、参加したい人がホールに集まって住民協議をやるのですが、なかなかそういう状況にはなっていない中で協力準備調査がどんどん進んでいる状況が現実になっておりまして、グループディスカッションなどで対応されるような状況なのですが、やはりグループディスカッションというものはこちら側が選んだ人と協議をする形になってきますので、なかなか意見を酌み取るというところまで実際にどこまで行くのかというところが非常に気になっているところです。今、これだという解決策はないのですが、やはりそこら辺も柔軟に協力準備調査の期間を延ばすとか、少し検討されるようなことが必要なのではないかとこのを若干感じつつ議論に参加している状況です。以上です。

○ 小川座長 よろしいですか。

どうぞ。

○ 安藤JICA企画部部長 おっしゃるとおりだと思います。丁寧な調査を実施することに尽きると思っておりますし、先ほどのマンマンスの話もそうですけれども、締切りをある程度遅らせることも含めてしっかりやれることをきちんとやっていくことに尽きると思っておりますので、個別の事業は環境社会配慮の委員会のほうでまたいろいろきちんと議論をさせていただければと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

4 事務局からの連絡

- 小川座長 ほかはどうございますか。よろしいでしょうか。
どうもありがとうございました。それでは、これで終わりたいと思いますが、事務局から連絡事項について御発言をお願いいたします。

- 花田開発協力総括課長 本日はありがとうございました。
1点だけ、次回の会合でございますけれども、事前の申合せにのっとりまして、10月29日木曜日に開催させていただきます。通常、2か月に一度、火曜日となっておりますが、各委員の方々の御都合を勘案した上で今回は最終木曜日になっておりますので、御留意いただければ幸いです。よろしくをお願いいたします。

- 小川座長 どうもありがとうございます。
以上をもちまして、第52回「開発協力適正会議」を終えたいと思います。
どうもありがとうございました。

- 松本委員 座長、あと1点だけいいですか。

- 小川座長 はい。

- 松本委員 終了で構わないのですが、オンラインでやるときの事前の資料が送られてくるかどうか、ちょっと確認したかったのですが、各委員から出されている質問書は事前に送られてくることになっているのかどうかを教えていただければと思ったのです。

- 花田開発協力総括課長 すみません。今回は不手際がございまして、全ての資料が送られていなかったものが一部あったようですので、今回はそのようなことがないようにさせていただきます。失礼いたしました。

- 松本委員 ありがとうございます。

- 小川座長 それでは、これで終えたいと思います。
どうもありがとうございました。